

## 第73号議案

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年12月1日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅等の入居者のうち認知症である者等についての収入申告義務を緩和するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年芦屋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第10条」を「第11条」に改め、同条第2項中「第11条」を「第12条」に改める。

第18条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第19条第1項ただし書中「請求を」を「報告の請求を」に改め、「家賃」の次に「に相当する額」を加え、同条に次の1項を加える。

4 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入の申告をすること及び第31条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の使用料は、毎年度、当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。

第28条第1項中「第26条第1項」の次に「の規定」を、「期間」の次に「（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間）」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第19条第1項に規定する収入の申告をすること及び第31条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認められるときは、

第19条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の使用料は、毎年度、当該入居者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。

第31条第1項中「第19条第1項」を「第19条第1項本文若しくは第4項」に改め、「第28条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第32条第1項」を「次条第1項」に、「第28条第3項」を「第28条第4項」に、「第32条第3項」を「次条第3項」に改め、「若しくは金銭」を削り、「第23条」の次に「の規定」を加え、「第30条」を「前条」に改める。

第32条第1項中「及び」の次に「第4項並びに」を、「第28条第1項」の次に「及び第3項」を加え、「家賃を」を「家賃に相当する額を使用料として」に改め、同条第3項中「の規定は第1項の使用料に、」を「及び」に改め、「及び前項の金銭」を削る。

第36条中「第19条」を「第19条第1項若しくは第4項」に改め、「第28条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第36条の2中「第19条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第28条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

(芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例(昭和61年芦屋市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「家賃限度額とする。)」を「家賃限度額)」に、「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を削る。

第12条第1項中「第18条」の次に「第19条第4項」を、「市営住宅条例」の次に「第19条第4項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「家賃限度額」と、」を加える。

(芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例（平成8年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「請求を」を「報告の請求を」に、「及び第2項」を「又は前項」に改め、同条に次の2項を加える。

7 別表第1に掲げる従前居住者用住宅の入居者で公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第11条の2第3項に規定する収入の申告をすること及び第11条の3第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、当該入居者の従前居住者用住宅の毎月の使用料は、毎年度、当該入居者の収入に応じ、同表に定めた額とする。

8 別表第2に掲げる従前居住者用住宅の入居者で公営住宅法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第11条の2第3項に規定する収入の申告をすること及び第11条の3第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、当該入居者の従前居住者用住宅の毎月の使用料は、毎年度、当該入居者の収入及び当該従前居住者用住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。

第11条の2第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第11条の3第1項中「及び第2項」を「、第2項、第7項及び第8項」に、「に報告」を「若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させること」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅等の入居者のうち認知症である者等についての収入申告義務を緩和するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 認知症である者等に係る収入申告義務の緩和（第19条及び第28条）

市営住宅の入居者（収入超過者（※）と認定された入居者を含む。）が認知症である者、知的障害者等で、収入の申告をすること及び収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、当該入居者からの収入の申告又は報告によらず、当該入居者の収入状況等を把握した上で毎月の使用料を定めることができることとする。

※ 収入超過者とは、収入の額が収入基準月額を超え、かつ、引き続き3年以上入居している者をいう。

イ 収入超過者と認定された入居者に係るアにより定める使用料についても使用料の徴収及び使用料の減免又は徴収猶予に係る規定を適用することとする。

（第28条）

ウ 収入状況の報告の請求等（第31条）

市長は、アにより定める使用料に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者等に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができることとする。

エ その他所要の規定の整備

- (2) 芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条関係）
  - ア 認知症である者等に係る収入申告義務の緩和（第12条）
    - (1)アに同じ。
  - イ 収入状況の報告の請求等（第12条）
    - (1)ウに同じ。
  - ウ その他所要の規定の整備
  
- (3) 芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正（第3条関係）
  - ア 認知症である者等に係る収入申告義務の緩和（第7条）
    - (1)アに同じ。
  - イ 収入状況の報告の請求等（第11条の3）
    - (1)ウに同じ。
  - ウ その他所要の規定の整備

3 施行期日  
公布の日

公営住宅法抜粋

(家賃の決定)

第16条 (第1項省略)

(第2項及び第3項省略)

4 事業主体は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者，知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。第28条第4項において同じ。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは，同項の規定にかかわらず，当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を，毎年度，政令で定めるところにより，同条の規定による書類の閲覧の請求その他の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件，規模，建設時からの経過年数その他の事項に応じ，かつ，近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

(第5項及び第6項省略)

(収入超過者に対する措置等)

第28条 (第1項省略)

(第2項及び第3項省略)

4 事業主体は，公営住宅の入居者が第2項の規定に該当する場合において同項に規定する収入の申告をすること及び第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは，第16条第4項の規定及び第2項の規定にかかわらず，当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を，毎年度，政令で定めるところにより，同条第4項の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し，かつ，近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

(第5項省略)

## 公営住宅法施行令抜粋

### (家賃の算定方法)

第2条 公営住宅法（以下「法」という。）第16条第1項本文及び第4項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。

- (1) 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法（昭和44年法律第49号）第8条に規定する公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの
- (2) 当該公営住宅（その公営住宅が共同住宅である場合にあつては、当該公営住宅の共用部分以外の部分に限る。）の床面積の合計を65平方メートルで除した数値
- (3) 公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの
- (4) 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案してイに掲げる数値以上ロに掲げる数値以下で定める数値
  - イ 0.5
  - ロ 次に掲げる数値のうち、いずれか小さい数値
    - (1) 1.3
    - (2) 1.6を第1号に掲げる数値で除した数値

2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の左欄（原文は上欄）に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同表の右欄（原文は下欄）に定める額とする。

入居者の収入	額
104,000円以下の場合	34,400円
104,000円を超え123,000円以下の場合	39,700円
123,000円を超え139,000円以下の場合	45,400円
139,000円を超え158,000円以下の場合	51,200円
158,000円を超え186,000円以下の場合	58,500円
186,000円を超え214,000円以下の場合	67,500円



214,000円を超え259,000円以下の場合	79,000円
259,000円を超える場合	91,100円

(法第28条に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定方法)

第8条 (第1項省略)

2 法第28条第2項の規定による公営住宅の次の表の左欄(原文は上欄)に掲げる年度の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から法第16条第1項本文の規定による家賃の額を控除した額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の右欄(原文は下欄)に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

年度	入居者の収入			
	186,000円以下の場合	186,000円を超え214,000円以下の場合	214,000円を超え259,000円以下の場合	259,000円を超える場合
初年度(法第28条第2項の規定により当該公営住宅の家賃が定められることとなった年度をいう。以下この表において同じ。)	5分の1	4分の1	2分の1	1
初年度の翌年度	5分の2	4分の2	1	1
初年度の翌々年度	5分の3	4分の3	1	1
初年度から起算して3年度を経過した年度	5分の4	1	1	1
初年度から起算して4年度以上を経過した年度	1	1	1	1

3 前項の規定は、法第28条第4項の規定による公営住宅の毎月の家賃について準用する。この場合において、前項中「第16条第1項本文」とあるのは「第16条第4項」と、「同項本文」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

## 芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(同居及び承継の承認)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>省令第11条</u>に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第12条</u>に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第18条 (省略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は<u>省令第7条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第19条 市営住宅の毎月の使用料は、毎年度、前条第3項の規定による認定に係る収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第31条第1項の規定による<u>報告の請求</u>を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の使用料は近傍同種の住宅の家賃に相当する額とする。</p>	<p>(同居及び承継の承認)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>省令第10条</u>に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第11条</u>に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第18条 (省略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は<u>省令第8条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第19条 市営住宅の毎月の使用料は、毎年度、前条第3項の規定による認定に係る収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第31条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の使用料は近傍同種の住宅の家賃とする。</p>

改正案	現 行
<p>2・3 (省略)</p> <p>4 <u>法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入の申告をすること及び第31条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の使用料は、毎年度、当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。</u></p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第20条 使用料は、市長が入居を承認した日から徴収する。</p> <p>2 使用料は、その月分を毎月5日までに納付しなければならない。ただし、使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算とする。</p> <p>3 入居者が第42条に規定する手続をしないで市営住宅を立退いたときは、市長が明渡しの日を認定し、その日までの使用料を徴収する。</p> <p>(使用料の減免又は徴収猶予)</p> <p>第21条 市長は、特別の事情がある場合においては、住宅使用料の減免又は徴収猶予を必要とすると認める者に対して当該使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。</p> <p>(収入超過者の使用料)</p> <p>第28条 <u>第26条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第19条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間)、</u>毎月、次項に規定する方法により算出した額を使用料として支払わなければならない。</p>	<p>2・3 (省略)</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第20条 使用料は、市長が入居を承認した日から徴収する。</p> <p>2 使用料は、その月分を毎月5日までに納付しなければならない。ただし、使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算とする。</p> <p>3 入居者が第42条に規定する手続をしないで市営住宅を立退いたときは、市長が明渡しの日を認定し、その日までの使用料を徴収する。</p> <p>(使用料の減免又は徴収猶予)</p> <p>第21条 市長は、特別の事情がある場合においては、住宅使用料の減免又は徴収猶予を必要とすると認める者に対して当該使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。</p> <p>(収入超過者の使用料)</p> <p>第28条 第26条第1項により収入超過者と認定された入居者は、第19条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間、毎月、次項に規定する方法により算出した額を使用料として支払わなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>2 市長は前項に規定する使用料を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 <u>法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第19条第1項に規定する収入の申告をすること及び第31条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認められるときは、第19条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の使用料は、毎年度、当該入居者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。</u></p> <p>4 第20条及び第21条の規定は、<u>第1項及び前項の使用料について</u>準用する。 (収入状況の報告の請求等)</p> <p>第31条 市長は、<u>第19条第1項本文若しくは第4項、第28条第1項若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による使用料の決定、第21条（第28条第4項又は次条第3項において準用する場合を含む。）の規定による使用料の減免若しくは徴収の猶予、第23条の規定による入居保証金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、前条の規定によるあっせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</u></p>	<p>2 市長は前項に規定する使用料を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 第20条及び第21条の規定は、<u>第1項の使用料について</u>準用する。 (収入状況の報告の請求等)</p> <p>第31条 市長は、第19条第1項、第28条第1項若しくは<u>第32条第1項</u>の規定による使用料の決定、第21条（<u>第28条第3項又は第32条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による使用料若しくは<u>金銭の減免</u>若しくは徴収の猶予、第23条による入居保証金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、<u>第30条</u>の規定によるあっせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p>

改正案	現 行
<p>2・3 (省略)</p> <p>(高額所得者の使用料等)</p> <p>第32条 第26条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第19条第1項及び第4項並びに第28条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の<u>家賃に相当する額を使用料として支払わなければならない。</u></p> <p>2 第29条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>3 第20条及び第21条の規定は第1項の使用料にそれぞれ準用する。</p> <p>(建替事業に係る使用料の特例)</p> <p>第36条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、<u>第19条第1項若しくは第4項、第28条第1項若しくは第3項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条</u>で定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。</p> <p>(用途廃止に係る使用料の特例)</p>	<p>2・3 (省略)</p> <p>(高額所得者の使用料等)</p> <p>第32条 第26条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第19条第1項及び第28条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の<u>家賃を支払わなければならない。</u></p> <p>2 第29条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>3 <u>第20条の規定は第1項の使用料に、第21条の規定は第1項の使用料及び前項の金銭にそれぞれ準用する。</u></p> <p>(建替事業に係る使用料の特例)</p> <p>第36条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、<u>第19条、第28条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条</u>で定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。</p> <p>(用途廃止に係る使用料の特例)</p>

改正案	現 行
<p>第36条の2 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、<u>第19条第1項若しくは第4項</u>、<u>第28条第1項若しくは第3項</u>又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。</p>	<p>第36条の2 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第19条第1項、第28条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。</p>

芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(使用料の額)</p> <p>第8条 改良住宅の毎月の使用料は、毎年度、第12条において準用する市営住宅条例第18条第3項の規定により認定された収入に基づき、法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法第2条第4号の第二種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定により算出した家賃の限度となる額（以下「家賃限度額」という。）以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合において、同条第1項中「乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃額を超える場合にあつては、近傍同種の家賃の額）」とあるのは、「乗じた額（当該額が家賃限度額を超える場合にあつては、家賃限度額）」と読み替えるものとする。ただし、入居者からの第12条において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による収入の申告のない場合において、第12条において準用する市営住宅条例第31条第1項の規定による<u>報告の請求</u>を行つたにもかかわらず、改良住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該改良住宅の使用料は、家賃限度額とする。</p> <p>2 公営住宅法施行令第2条第1項第4号の数値は、規則で定める。</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第12条 第4条から前条までに定めるもののほか、改良住宅の管理につ</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第8条 改良住宅の毎月の使用料は、毎年度、第12条において準用する市営住宅条例第18条第3項の規定により認定された収入に基づき、法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法第2条第4号の第二種公営住宅に係る同法第12条第1項又は第13条第3項の規定により算出した家賃の限度となる額（以下「家賃限度額」という。）以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合において、同条第1項中「乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃額を超える場合にあつては、近傍同種の家賃の額）」とあるのは、「乗じた額（当該額が家賃限度額を超える場合にあつては、<u>家賃限度額とする。</u>）」と読み替えるものとする。ただし、入居者からの第12条において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による収入の申告のない場合において、第12条において準用する市営住宅条例第31条第1項の規定による請求を行つたにもかかわらず、改良住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該改良住宅の使用料は、家賃限度額とする。</p> <p>2 <u>前項に規定する</u>公営住宅法施行令第2条第1項第4号の数値は、規則で定める。</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第12条 第4条から前条までに定めるもののほか、改良住宅の管理につ</p>

改正案	現 行
<p>いては、市営住宅条例第13条、第14条、第18条、<u>第19条第4項</u>、第20条から第25条まで、第27条、第30条前段、第31条、第37条から第42条まで、第48条から第51条まで及び第69条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例<u>第19条第4項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「家賃限度額」と</u>、第40条中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃限度額」と読み替えるものとする。</p> <p>2～4 (省略)</p>	<p>いては、市営住宅条例第13条、第14条、第18条、第20条から第25条まで、第27条、第30条前段、第31条、第37条から第42条まで、第48条から第51条まで及び第69条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第40条中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃限度額」と読み替えるものとする。</p> <p>2～4 (省略)</p>



芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(使用料の額)</p> <p>第7条 別表第1に掲げる従前居住者用住宅の使用料は、毎年度、第11条の2第3項の規定により認定された収入に応じ、同表に定めた額とする。</p> <p>2 別表第2に掲げる従前居住者用住宅の使用料は、毎年度、第11条の2第3項の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条に規定する家賃の算定方法を準用して算出した額とする。</p> <p>3 前2項の規定に基づき使用料の額を定めるに当たり、入居者からの収入の申告がない場合において、第11条の3第1項の規定による<u>報告の請求</u>を行ったにもかかわらず、従前居住者用住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該従前居住者用住宅の使用料の額は、<u>第1項又は前項</u>に規定された使用料の額の最高額とする。</p> <p>4～6 (省略)</p> <p><u>7 別表第1に掲げる従前居住者用住宅の入居者で公営住宅法(昭和26年法律第193号)第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第11条の2第3項に規定する収入の申告をすること及び第11条の3第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、当該入居者の従前居住者用住宅の毎月の使用料は、毎年度、当該入居者の収入に応じ、同表に定めた額とする。</u></p> <p>8 別表第2に掲げる従前居住者用住宅の入居者で公営住宅法第16条第</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第7条 別表第1に掲げる従前居住者用住宅の使用料は、毎年度、第11条の2第3項の規定により認定された収入に応じ、同表に定めた額とする。</p> <p>2 別表第2に掲げる従前居住者用住宅の使用料は、毎年度、第11条の2第3項の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条に規定する家賃の算定方法を準用して算出した額とする。</p> <p>3 前2項の規定に基づき使用料の額を定めるに当たり、入居者からの収入の申告がない場合において、第11条の3第1項の規定による<u>請求</u>を行ったにもかかわらず、従前居住者用住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該従前居住者用住宅の使用料の額は、<u>第1項及び第2項</u>に規定された使用料の額の最高額とする。</p> <p>4～6 (省略)</p>

改正案	現 行
<p><u>4項に規定する入居者に該当する者が第11条の2第3項に規定する収入の申告をすること及び第11条の3第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、当該入居者の従前居住者用住宅の毎月の使用料は、毎年度、当該入居者の収入及び当該従前居住者用住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。</u></p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第11条の2 (省略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号) <u>第7条</u>に規定する収入申告の方法を準用する。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>(収入状況の報告の請求等)</p> <p>第11条の3 市長は、<u>第7条第1項、第2項、第7項及び第8項</u>の規定による使用料の決定、第9条の規定による使用料の減免又は徴収猶予又は第10条の2の規定による入居保証金の減免又は徴収猶予の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>2・3 (省略)</p>	<p>(収入の申告等)</p> <p>第11条の2 (省略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号) <u>第8条</u>に規定する収入申告の方法を準用する。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>(収入状況の報告の請求等)</p> <p>第11条の3 市長は、<u>第7条第1項及び第2項</u>の規定による使用料の決定、第9条の規定による使用料の減免又は徴収猶予又は第10条の2の規定による入居保証金の減免又は徴収猶予の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者に<u>報告</u>を求めることができる。</p> <p>2・3 (省略)</p>